

第1章 計画の概要

1-1 計画改訂の背景と目的

本市では、2011(平成23)年2月、都市緑地法第4条に規定される「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として、「飯塚市緑の基本計画」を策定し、自然環境の保全や公園・緑地の整備に取り組み、一定の成果をあげてきました。

しかし一方、策定から10年が経過し、人口減少や高齢化の進行、社会保障費や老朽化した公共施設の維持管理・更新費用の増大に伴う財政制約の増大、気候変動や大規模災害の頻発などを背景に、持続可能な開発や防災に関する意識が高まりを見せるなど社会情勢は大きく変化しています。また、このような社会の変化に合わせて緑の役割も見直され、環境保全や景観形成、レクリエーション等の機能に加え、にぎわいづくりや健康・福祉、子育て・教育、防災・減災など、多様な分野において緑の機能を活用することが求められています。

こうした社会情勢を背景に、2017(平成29)年に「都市緑地法」や「都市公園法」など、緑に関する法制度の改正が行われ、公園・緑地のより柔軟な活用が可能となりました。また、飯塚市においても同年、「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち ～共に創り 未来につなぐ 幸せ実感都市 いいづか～」を都市目標像とする「第2次飯塚市総合計画」が策定され、「水と緑豊かな快適で住みよいまち」の実現に向けた取組が求められています。

今回の計画改訂においては、厳しい財政制約と緑に期待される役割の増加という2つの社会的要請の下、緑の量から質への転換を図りつつ、近年の社会情勢や市民ニーズに柔軟に対応した取組を推進することを目的に、理念や方針、施策の内容について整理を行います。



市の花 コスモス

可憐な姿が秋を代表する花として広く知られています。遠賀川の風にそよぐコスモスは、飯塚のイメージとして、多くの市民に親しまれています。

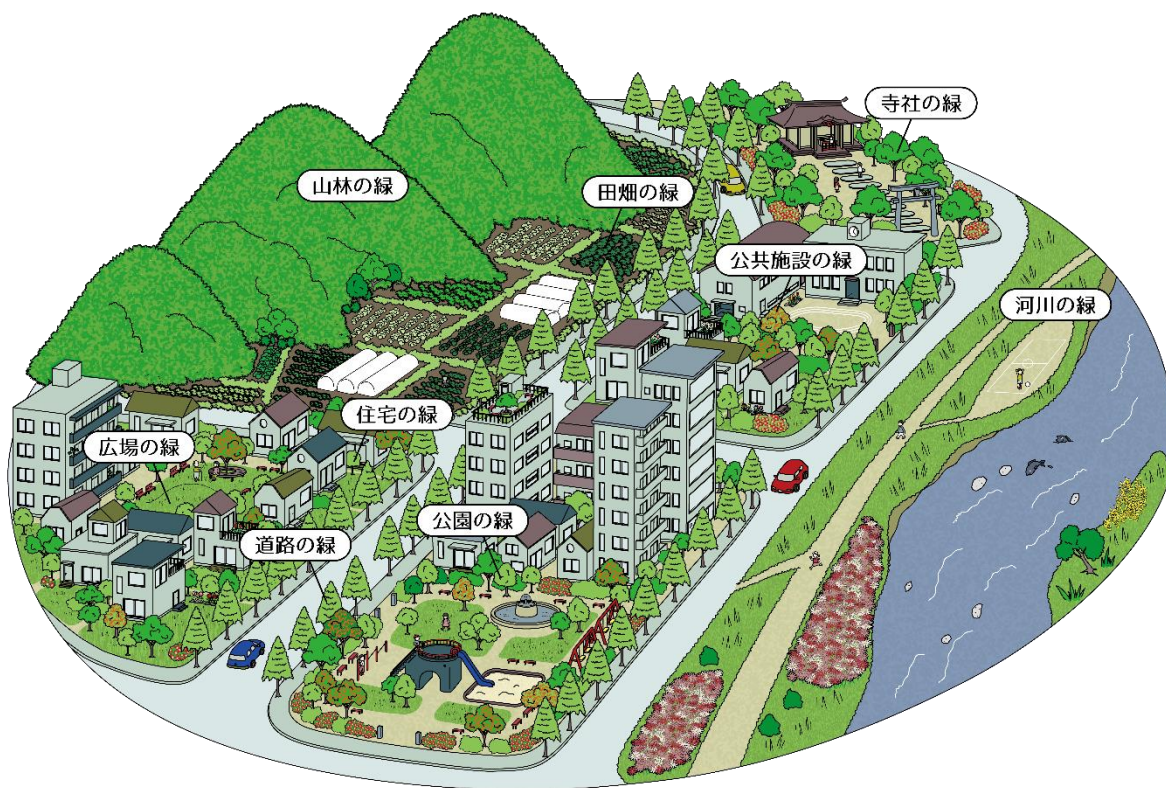
1-2 本計画で対象とする「緑」の種類

緑の機能を最大限に引き出し、その恩恵を日々の生活に取り込むためには、草木や花などの植物単体に焦点を当てるだけでは十分ではありません。

山林や河川などの自然の緑に加え、農地や公園の緑、道路や建物の緑など、あらゆる緑に積極的に光を当て、緑との共生や活用において質の向上を図っていくことが大切です。

このため、本計画においては個々の草木ではなく、自然と人の共生空間として緑をとらえ、あらゆる緑の恩恵を計画に取り込むために、「自然の緑」、「農地の緑」、「公園の緑」、「道路の緑」、「建物の緑」の5つの緑を計画の対象としています。

《本計画で対象とする緑の種類》



1-3 本計画で着目する「緑」の機能

緑は、環境の保全機能や生物の生息・生育地としての機能、まち並みや交流拠点を形成する機能、健康・福祉や子育て・教育の場としての機能、防災・減災機能など、多様な機能を持っています。

そして、量から質への転換を図る中で、緑の質の維持・向上を図るためには、前頁で示したとおり、あらゆる緑を積極的に活用するとともに、緑の持つ多様な機能に着目し、最大限に活かすことが必要です。

そこで本計画においては、緑の機能として、以下に示す7つの機能を定義しました。

《本計画で着目する緑の機能》

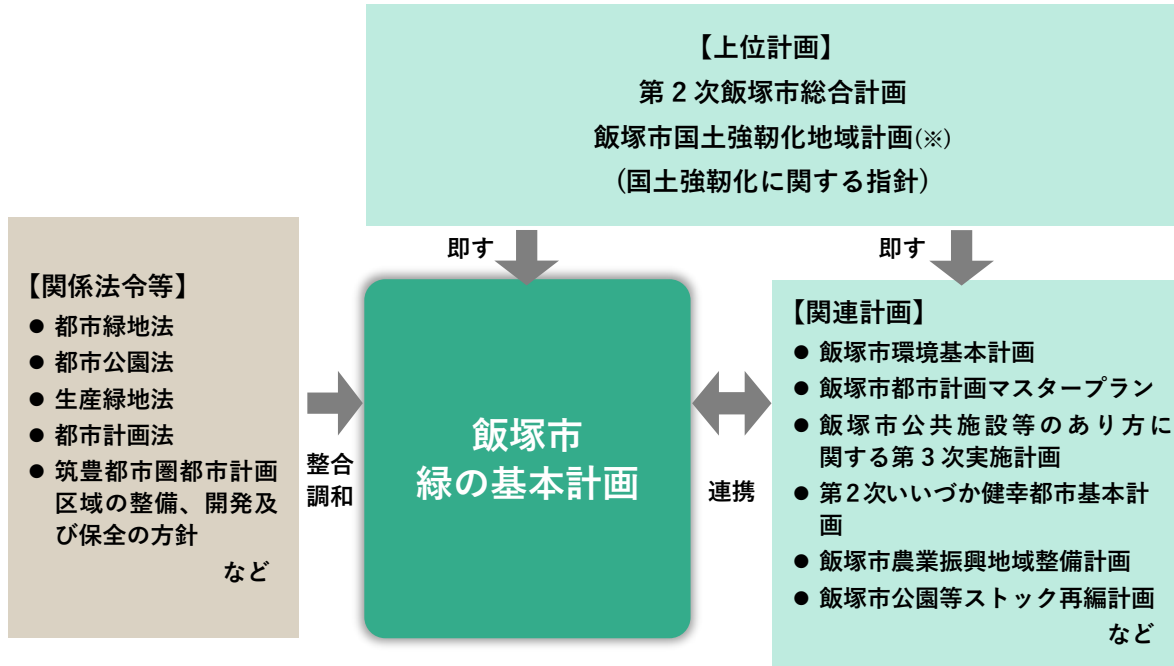
区分	緑の機能	概要
環境	環境保全	CO ₂ の吸収や酸素の供給、緑地の蒸発散効果等により大気の浄化、冷却を行います。
	生物多様性保全	動植物の貴重な生息、生育の場として、生物の多様性を保全します。
景観	まち並み形成	都市や自然地において、まちのシンボルを形づくるとともに、歴史や文化資源と一体となった情緒あるまち並みや、地域固有の良好な景観を形成します。
	にぎわい創出	農産物の直売やイベントなど多様な行事が開催される場所として、地域住民間、または地域住民と来訪者の交流の場を提供します。
レクリエーション	健幸 [※] 増進	身近に自然とふれあい、散歩やスポーツができる場所として心身のリフレッシュに貢献するとともに、健康づくりを支えます。
	子育て・教育	子どもが自然とふれあいながら遊べる場所として、子どもの健全な成長に寄与するとともに、子どもが自然について学ぶための環境教育の場を提供します。
防災	防災・減災	災害発生時の避難場所や防災活動拠点として活用されるとともに、火災発生時の延焼遮断帯としての役割を果たします。

※「健幸」は、第2次飯塚市健幸基本計画に使用されている「健幸」を用いた。

1-4 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「第2次飯塚市総合計画」や本市の関連計画、関係法令や国・県の関係計画との整合を図りながら、緑に関する総合的な取組を示すものです。

《本計画の位置づけ》



※飯塚市国土強靱化地域計画(国土強靱化に関する指針)令和4年3月策定予定

1-5 目標年次

本計画の計画期間は、2022(令和4)年度から2031(令和13)年度までの10年間とします。ただし、社会情勢の変化など、必要に応じて柔軟に計画の見直しを行います。



1-6 対象区域

市域における緑の一体性の観点から、対象区域は本市全域とします。なお、都市公園については、都市計画区域を対象とします。